

## **[事案 23-54] 転換契約無効確認請求**

・平成 24 年 2 月 15 日 和解成立

### **<事案の概要>**

将来、終身年金での受取が目的であることの要望を伝え加入したが、実際の年金額は確定年金での試算額であったため、虚偽説明を理由として転換契約無効を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 17 年 7 月に個人終身年金から終身医療保険に転換した。しかし、以下のとおり、本契約は、虚偽の説明により契約させられたものであるため、転換契約を無効にしてほしい。

- (1) 目先のお金ではなく、終身受け取れる年金を希望している旨等を募集人に伝え、3 回にわたり合計 4 時間半話し合いをした。
- (2) 説明を受けた際、資料の「5 年確定年金」「10 年確定年金」との記載に対し質問したところ、「5 年は保証期間、5 年以前に死亡しても残りは保証される。10 年も 10 年の保証期間、終身受け取れます。」との説明を受けた。
- (3) 募集人は、満期手続きに訪れた際、素直に上記説明の誤りを認め何度も謝罪し、当時の設計書にその旨一筆記載した。

### **<保険会社の主張>**

下記理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 転換契約の提案に際しては、転換のご案内を用い、転換前、転換後の説明を行い、商品の特徴や具体的な保障内容の説明を行っている。また、約款の交付も行っており、説明は十分になされていた。
- (2) 年金の受取りにおいては、確定年金タイプであることを明記した設計書を提示し説明を行っており、「終身年金」と誤認する資料ではなく、更に、記載の図においても、誤解する、あるいは聞き間違いを起こすものではない。
- (3) 募集人に対する当時の募集状況の確認においても、申立てにあるような虚偽説明、不適切な募集行為は一切ないとの回答を得ている。
- (4) 申立人夫妻は、自身の年金受取額に関する資料を作成しており、これを踏まえて加入の相談をされていた。また、夫婦同席で契約内容の説明を受けており、申立人夫妻は、年金に関する一定の知識があり、契約内容を十分理解できる契約者であると認識している。

### **<裁定の概要>**

裁定審査会では、申立人の主張を、消費者契約法第 4 条 1 項 2 項による説明義務違反を理由とした契約取消し、民法 95 条による錯誤による無効の主張であると解し、申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人からの事情聴取の内容にもとづき審理した。

審理の結果、下記(1)～(6)の事情を踏まえ、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、指定(外国)生命保険紛争解決機関「業務規程」第 34 項第 1 項にもとづき、同

和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

- (1) 事情聴取によれば、募集人は契約の締結に際しパンフレットを用い、商品の特徴や具体的な保障内容の説明を行ったことが認められ、このパンフレットによれば、本商品は医療保険であり年金保険ではなく、契約者の希望により年金受取に移行することができるものであることは明らかに読み取れる。
- (2) また、年金の受取においては、「年金払移行特約」「特約保険料払込満了後、一生涯の介護保障に代えて年金受取を選べます」とし、5年確定年金 約〇〇万円、10年確定年金 約□□万円など、確定年金タイプであることが明記されており、募集人がこれに反する説明を行ったと認めるのは困難で、契約申込書には申立人の自署押印があることから、契約内容を理解した上で申立契約を締結したと推認するのが合理的である。
- (3) 契約が錯誤により無効となるのは、当該契約の要素（当該当事者のみならず、一般人にとっても契約締結意思を形成するに重要な事実）について、事実と異なる認識を抱き（錯誤）、このような認識に基づいて契約を締結した場合である（民法95条本文）が、上記(2)のとおりで、申立人が契約にあたり、終身年金であるとの錯誤に陥っていたという事実を認定することは困難である。
- (4) 仮に申立人が、申込みの際にパンフレットや申込書等を読まず、錯誤に陥っていたとしても、申立契約が終身年金ではないことは、設計書の記載等から、わずかな注意をすれば容易に知りえることであり、かつ申立人が自ら申込書に署名していることから、錯誤に陥ったことにつき重大な過失があると評価でき、民法95条ただし書きにより、申立人から無効を主張することはできない。
- (5) しかしながら、本転換において、申立人は、転換後契約にも転換前と同じく終身年金がついていると勘違いしていたと述べており、申立人が転換に応じた主要な関心も終身年金の有無にあったことがうかがわれる。
- (6) また、転換前契約は10年保証期間付終身年金であり、転換後契約のパンフレットによると、10年保証期間付終身年金のタイプも選択可能であることになっており、この方が申立人のニーズに合致していた可能性が高いにも関わらず、あえて確定年金型を勧めた点につき、募集人への事情聴取からは、本転換当時の商品理解に不十分な点があり、その結果として説明不足があったと推認される部分があった。